4月末市の人口
世帯数　9.858
人口　44.662
出生 61　婚姻 34
死亡 28　離婚 3

引越された時は必らず住民登録を

広報 おおず

◇この広報紙は市内各戸配布です◇

発行所 大洲市役所
発行人 代表者 沼田恒夫
編集 総務課
(月1回10日発行)

広報をみんなが読んでよい暮し

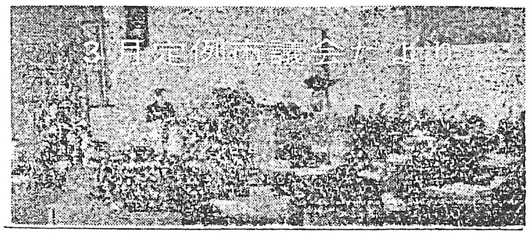

三〇、大洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
◎市民税の賦課方式の改正にともない保険税の所得割の算出方式がかわりました。

三一、大洲病院事業条例
◎大洲市の病院事業は地方公営企業法の財務規定が適用されることになりました。

三二、大洲市火災予防条例
◎消防法の改正にともない大洲市火災予防条例が制定されました。

三三、大洲市富士山公園条例
◎富士山公園が新に制定され公園の管理に関する事項が定められました。

三四、専決した事件の報告並びに承認を求める事について
◎専決才一号、富士山公園施設才二期工事請負契約の変更が承認されました。
専決才二号、三善中学校新築工事にともなう建物移転、便所改築等の請負契約が承認されました。
専決才三号、春賀―五郎間の踏切り拡張工事の契約締結について
専決才四号、昭和三十六年度瀬田林道改修追加更正予算について
専決才五号、平野小学校講堂新築工事にともなう在来校舎移転費参百万円の請負契約について

三五、予算外義務負担の契約について
◎柚木地区有線放送電話架設費の一部負担費の契約と瀬田林道改修事業の一部負担費の契約が締結されました。

三六、昭和三十六年度一般会計予算が可決されました

三七、　二十六年度国民健康保険特別会計予算が追加更正されました。

三八、昭和三十六年度直営診療所特別会計予算が追加更正されました。

三九、昭和三十六年度大洲病院特別会計予算が追加更生されました。

四〇、昭和三十六年度養老院特別会計予算が追加更正されました。

四一、昭和三十六年度上水道特別会計予算が追加更正されました。

四二、起債について
昭和三十六年度災害復旧事業に充当するため壱百万円が起債されることになりました。

四三、予算外義務負担の契約について
◎平野中学校特別教室建築費の一部を負担するため、平野中学校建築委員会の山本見氏と市長との間に壱百五十万円の予算外義務負担の契約がなされることになりました。

四四、不動産買売契約の締結について
◎大洲病院の建築敷地購入のため当該地所有者との間に三百万円の不動産売買契約が締結されることになりました。

四五、大洲病院設計委託契約について
◎大洲病院の設計委託契約を京都市の内藤建築事務所との間に四百三十万円で請負締結されました。

四六、人権擁護委員の推薦について
◎大洲市菅田町の二宮直栄氏が推せんされました。

四七、予算の繰越使用について
◎平野小学校および菅田小学校講堂、三善中学校々舎等の工事がおくれているため昭和三十六年度予算のうち、当該予算を昭和三十七年度に繰越使用することになりました。

四八、財産処分について
◎大洲病院建築のため大洲市大洲土堀りの木造二階建三五、七五坪を処分することになりました。

議一、大洲市議会委員会条例の一部を改正する条例
◎人事秘書課設置にともない総務商工委員会の所管の中に人事秘書課を加えることになりました。

議二、国鉄四国支社の車輌増備に関する意見書の提出について
◎国鉄に対し「国支社の車輌増備の意見」を市議会の議決をもって提出することになりました。

昭和三十六年　九三号議案
昭和三十五年度決算の認定について
◎一般会計決算ほか九決算書が議会で認定されました。

［請願、陳情］
請願一号　蔵川幼児学級設置について（蔵川、大門梅太郎）……継続審議
陳情二号　乳牛子牛の共同飼育場および大洲市酪農センターの設置について（上須戒、上川好邦）……採択
請願三号　篠谷林道市費拡張について（菅田町、淵本修一）……採択
陳情四号　農道満屋敷線新設について（蔵川矢野千代二）……採択
陳情五号　西大洲駅施設費の補助について（西大洲上村政光）……採択
陳情六号　農業共済組合補助金交付方について（春賀、渦尻寿三雄）……採択
請願七号　大洲南中学校体育館を二階建とし建築することについて（西大洲、往田卯一）……、
請願八号　「〆小学校の外柵設置について（田処、永田保忠）……採択
請願九号　柳沢小学校の校舎屋根の修繕について（柳沢、田津見例一）……採択
請願一〇号　果樹園地造成の促進および果樹共同施設の設置等につき助成方について（大川中川伝次）……採択
請願一一号　西の平線林道新設について（菅田町、城戸茂）……採択
請願一二号　県道側民有地買上げと舗装促進について（米津、芳我昇）……採択
請願一三号　河内川護岸工事市道市費拡張および改修工事施工について（米津、芳我昇）……採択
請願一四号　長田簡易上水道改修工事につき市費助成方について（柳沢、田中金義）……継続審議
陳情一五号　水道工事施工方について（阿蔵、米沢五郎）……採択
請願一六号　肱川区公営住宅の払い下げ方について（中村、小島良彦）採択

参議院議員通常選挙 7月1日

良心に恥じない正しい選挙を

買収、キョウオウ追放
馬場のぼる

参議院議員の選挙は、三年ごとに定数の半数が改選されます。この定期改選を通常選挙といい、今年の選挙は六月七日公示、七月一日投票日、愛媛県内の各市町村は即日開票を実施することに決定されております。

この選挙で心配されることは、他の選挙に比べ選挙人の関心が非常に薄い、また農家は猫の手も借りたい農繁期にあたりますので、投票成績が悪いのではなかろうかということと、次に選挙公明化の問題があると思います。

最近における選挙運動の傾向として、どんなことしても当選したいという気持がきわめて強く、法律の網の目を巧妙にくぐろうとする者、中には真正面から法律に反したことを何の恥もなく堂々と行う者もあれば、他人がそういうことをやれば自分も自衛上やらねばそんだ、などと次才に違反行為を行なうようになっています。

そこで「選挙法を守らぬ候補はボイコット」という気持のもとに選挙法を守る運動が展開されていますけれども、早速に効果のあらわれるものでもありません。

今度の参議院選挙においては、買収供応などの悪質な選挙違反を徹底的に追及して公明選挙の実をあげるため、「買収供応追放運動」を全国的な国民運動として展開しております。どうか進んでご協力下さいますようお願いします。

次に選挙管理委員会から参議院選挙についてお知らせいたします

一、補充選挙人名簿の登録申請について

このたびの参議院選挙に使用する補充選挙人名簿を作ります

選挙権はあっても選挙人名簿に登録されなければ投票できないことは、よくご承知のはずでありますが、それでも選挙前になりますと、「二十才になっているのに」とか「二年も前から住んでいるのに」投票所の入場券がこない、今さらどうにもならない時になって、無理をいわれる例がございます。このようなことのないよう次の要領によって登録申請の手続をとって下さい。

現在基本選挙人名簿に登録済の選挙人の方には、地区長さんを通じできる限り早く入場券をお送りいたします

①調製現在期日　六月十一日
②申請期間　六月十二日から六月十八日まで
③縦覧及び異議申立期間　六月二十五日から六月二十六日まで
④確定期日　六月二十八日

◎補充選挙人名簿に登録申請ができる人

昨年九月十五日現在で作った基本選挙人名簿に登録されていない人で次の要件をそなえている人です。
(イ)昭和十七年六月十二日までに生れた人
(ロ)昭和三十七年三月十一日以前から市内に住んでいる人
(ハ)日本人
(ニ)欠格事由に該当しない人
(詳細はお尋ね下さい)

◎登録申請受付場所
市役所内選挙管理委員会事務所及び各連絡所で受付けます。申請用紙も用意しておりますから申請する本人又は関係者の方は印鑑ご持参の上、直接手続をとって下さい。

◎受付時間
毎日午前八時三十分から午後五時まで、土曜日、日曜日も平常どおり受付けます。

◎その他
申請期間経過後は如何なる理由あろうとも、絶対に受理できない制度になっております。

二、立会演説会の開催について

参議院地方選出議員候補者の立会演説会を、特別の事由のない限り、来る六月十六日午後七時三十分から大洲市公会堂において開催します。多数おいで下さって、候補者の政見をよく聞いて下さい。

三、不在者投票について

投票日の七月一日午前七時から午後六時まで投票所において投票することが原則ですが、投票当日やむを得ない用務又は事故のため、大洲市外で職務に従事したり、旅行、滞在するか、指定病院に入院している人は便宜選挙期間中に不在者投票ができます。該当者は市役所内選挙管理委員会事務所へ訪ね、そこで投票して下さい。

投票手続におでかけの際は、証明書及び印鑑をご持参願います。

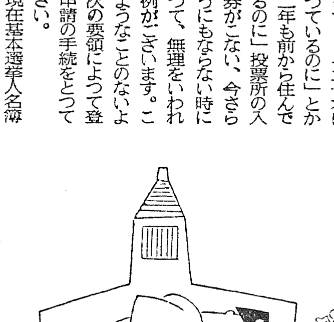

うっかり一票　六年の不作
―参議院議員は一度選ばれると、六年間解散や総辞職で退職することはありません―
吉田幸夫

なくそう交通事故!!

交通安全都市 推進協議会結成さる

交通事故は年々増加の一途をたどり昨年中全国では一万三千人、今年になってからも、四月末までに三千五百五十六人の死者を出し大洲警察署管内においても、昨年中死者七人、負傷者六十一人の多きに及び、更に全体では一日当り六人が負傷し、二日に一人の割合で死者を出している状態であり今や交通の問題は大きな社会問題となり市民最大の関心事となっています。

そこで、さきの市議会において交通安全都市宣言を行いこの宣言の趣旨に則り、交通安全の実を挙げるため、交通安全都市推進協議会を結成することになり、五月十九日市役所で行われた会合で、会長には沼田大洲市長、副会長には森永交通安全協会長と西田市議会議長が就任し、委員として大洲警察署長外二十二名が選ばれました。

そして、今年度次のような事業を行うことになりました。

一、有線放送及び市広報その他文書図画の頒布による交通安全教育の実施
二、学校、職域その他各種集会に対し講師の派遣、参考資料の提供等の方法をもって交通安全教育を実施する
三、交通安全上必要な国及び県の施設の整備促進を図る
四、大洲駅前広場に交通安全宣言都市の標柱を設置する
五、各種の交通安全行事に対し立看板、横断幕、ビラ等を調製これを掲示又は頒布する
六、交通安全上の功労者及び特に功労のあった者或は優秀な団体を表彰する
七、交通安全上必要な行事又は施設を関係機関と協力して行う
八、その他交通安全上必要なことは協議会で協議の上これを行う

尊いお互の人命を守るために、市民のみなさんの絶対のご協力をお願いいたします。

愛媛県水防演習 大洲市で開催決定

出水期を目前に控え水防の任に当る消防団の団結と水防工法に対する熟練を計り水防体制の整備強化と一般の水防に対する理解と協力を深めるため、県主催による大々的な水防演習が久松知事統監の下に七月十日午前九時三十分より肱川橋下流百米の中村のところで実施されることになった。

大洲市は県下最大の水害の被害地でありこの催は誠に意義深いものがある訳である。

当日は自衛隊の特別参加による飛行機ヘリコプター自動車ボートなどによる救出、輸送演習その他建設省肱川工事々務所よりも新鋭の土木機械が出動して消防団に協力し空陸一体の猛訓練が展開される。当日は晴雨にかゝわらず行われ、県内各地より見学者が多数予定されているが一般市民も多数参観していただくよう主催者は望んでいる。

六月一日より 鵜飼びらき

四国で類のないといわれる大洲名物観光鵜飼いは本年で六年目を迎えたがさる六月一日より今年の鵜飼いが始められた。

今年は市商工観光課長等一行十名宛が二班に分れて、去る五月七日から十一日までの五日間中予、東予を経て高松まで、十五日から十七日までの三日間を南予一帯一本松まで市の自動車二台で鵜飼いの宣伝をして廻っているので昨年に倍する観光客が大洲を訪ずれるものと予想されている。

なお鵜飼観覧料は十二人乗一そう分一、四〇〇円である。

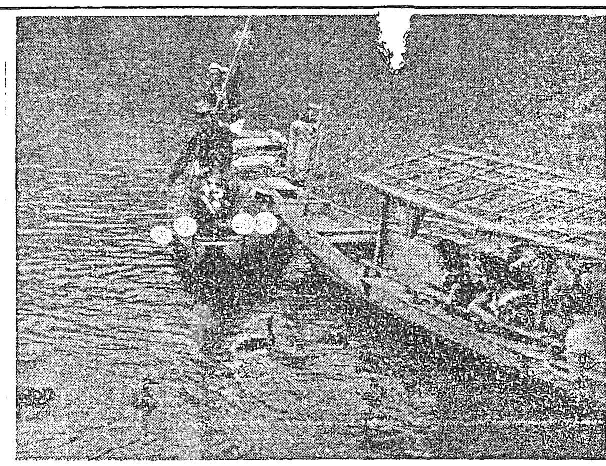

〃観光移動教室〃の開催

立市の基本に観光が重要な施策の一つとして提唱されてから、八年目を迎えました。

観光は、あらゆる角度から進めなければならない訳ですが、限られた人が、限られた経費で、出来るだけの事は努めて来ましたものゝ、その間各方面の御熱心な御支援と御協力で今日を迎えましたことを感謝致しております。

この上ながら資源の開発に、資源の愛護に、また宣伝に一層の御協力をお願いし、観光大洲の面目を遺憾なく発揮したいと念願いたしております。

その一方法として、はじめての催に、小中学生を対象とした〃観光移動教室〃を開催する事といたしました。六月中旬頃に、小中学生各五十名位に集つて貰つて、観光に関する基本的な考え方を話し合つた後、市街地とその附近の観光地をバスで巡つて、現地についての解説と、公園その他公共施設の愛護、草木の愛護、清潔清掃の状況を観察反省し、進んで〃よごさぬように美しく〃する心構えを培い兼ねて宣伝の資料を提示したいと考えております。

具体的には、追而、藤樹子供会を通じて実施いたしますので、ご支援の程をお願いいたします。

市県民税第一期分納税期 六月三十日まで

今月は市県民税オ一期分の納税期です。三月下旬市民の皆さんから申告していたゞいた申告書等にもとずいて決定されたものです。今年からは県民税の課税方式が変りましたので税額に変化のある方もありましよう。市民税の場合は大体に昨年と方式は同様です。

令書にある税額を六月末日までにお納め下さい。

なお、ご参考のために左記に市民税の税率を掲げました。

扶養控除は一人につき二五〇円に引上げられました。専従者等の扱いが行われ障害者に対しては二重控除が行われます。

市民税所得割の連算表

課税所得額 以上	課税所得額 未満	税率 %	控除額 円
0	20千円	2.55	0
20	70	3.40	170
70	120	4.25	765
120	200	5.10	1.785
200	300	5.95	3.485
300	500	6.80	6.035
500	1.000	7.65	10.285
1.000	2.000	8.50	18.785
2.000	4.000	9.35	35.785
4.000	6.000	10.20	69.785
6.000	10.000	11.05	120.785
10.000	20.000	11.90	205.785
20.000	30 000	12.75	375.785
30.000	50.000	13.60	630.785
50.000	以上	14.45	1.055.785

水の事故から 子どもを守ろう

気温の上昇にともない子供が水にあこがれ、また水に親しむ機会が多くなりました。特に農繁期になると幼児に対する保護者の注意が行き届かなくなるなどの理由で水の事故が急激に増加いたします。昨年の大洲警察署管内では肱川貯水潭、池などで六名の児童が犠牲になつております。

そこで県下一せいに子供の転落による水死事故を防止するため、五月一日から八月三十一日まで子供の水難防止運動をすすめることになりました。

お互に次のことがらに注意していたましい事故を防いで下さい。

注意点！

① 保護者は幼児が危険な個所に近づかないよう平素から充分しつけをして下さい。そして幼児から目をはなさないよう気をつけて下さい。

② 誰彼を問わず危険な箇所にいる幼児をみかけたものは、これを安全な場所に導き家族等に連絡しましよう。

③ 特に児童、生徒が幼い弟妹などをつれて外出するときは、目を離さないようよく言い聞かせておきましよう。

④ 危険な場所はわたしたちの周囲に沢山あります。まず幼児から目をはなさないことにつとめましよう。

⑤ 野壷、野井戸などで使用していないものは埋め立てるか、とりこわしましよう。使つているものは丈夫なコンクリートか木製のふたをし、幼児のはいれないようなサクを作つて下さい。

⑥ 貯水潭、貯水池、水さな溜池には必ずサクをしましよう。昨年の犠牲者はこのような場所で多く出ています。

⑦ 子供の遊び場が近くにあり、又は道路等で特に危い所には必ずサクを設けましよう。

七月一日に 商業統計調査が行われます

七月一日現在をもつて全国的に商業統計調査が行われます。この商業統計調査というのは統計法による指定統計二十三号によるもので全国の商店の事業活動の実態を明らかにする　を目的として甲乙、丙の三種類の調査票で調査が行われるものです。

調査の結果は二年後に「昭和三十七年度商業統計表」として公表され中央、地方の行政資料として使用される非常に重要な統計であります。六月下旬から七月上旬までの間に調査員が調査の依頼に訪れますが統計法によつて秘密は完全に守られるようになつておりますので各商店の皆様はありのまゝを正直にお教え下さるようお願いいたします。

(註) 商店の概念

商店とは主として有体的商品の売買業務（以下「商業」といゝます。）に従事する事業所をいゝます。販売に付随して行う軽度の加工、取[illegible]および修理は商業の業務に含まれます。ただし、土地建物等の不動産または電話の売買および仲立、宝くじ、商品券等の販売は、ここでいう商業には含まれません。したがつて、これらの業務を主となつて行つている事業所は商店とはしませんから調査の対象となりません。

一事業所で商業と他の事業が行なわれている場合には、その事業所の産業は、主要業務によつて決定します。すなわち、原則として過去一ケ年間の総収入または総販売額の最も多いものによつて決定します。ただし次に掲げる場合は特例的に業務主従を比較しないで産業を決定することになります。

① 農林水産業協同組合、漁業協同組合、農業協同組合等については、単独に卸売業、小売業に属する事業のみを行つている場合に限つて商店として調査しますが、商業以外の業務（例えば信用事業等）もあわせて行つている場合には、その事業所は「サービス業」（大分類乙）に分類されるので調査対象になりません。

② 販売と修理を兼ねている事業所

商品の小売と修理を兼ねている事業所、自動車およびその部分品付属品の販売と修理を兼ねている事業所は、すべて商店として調査の対象になりません。

いよいよ九月、自動電話に!!

十月と日と決定

電話の知識を、身につけましよう。

大洲の電話は、いよいよ九月末頃、自動電話切替になります。

新しい自動電話のかけ方についてお知らせいたします。

自動電話のかけかた（その一）

1、三つの音

自動電話では交換取扱者がいないので（市外通話の場合を除く）「ハイ」とか「お話中です」というように言葉でお知らせすることが出来ません。そこで言葉にかえて「三つの音」で自動的に合図を送るようにしています。発信音、話中音、呼出音を「三つの音」といいます。

発信音　ツーン

受話器をはずし耳に当てると最初に聞えて来る音で「どうぞおかけ下さい」という合図です。

この音をたしかめてからダイヤルを廻します。

話中音　ブーツ、ブーツ、ブーツ「相手の方がお話中でつながりません」という合図です。この音が聞えたらいつたん受話器を置きしばらく（3、4分間待つてからもう一度かけなおします。

呼出音　ツー、ツー、ツー

電話がつながつて相手を呼び出している合図です。そのまま相手がでて来るのを待ちます。

2、ダイヤルのまわしかた

◎受話器をあげてダイヤルの「指あな」へ人さし指を入れ右まわりに「指どめ」までシツカリまわしてから指をはなすとダイヤルは自然にもどります。

◎この場合「指どめ」までキチンとまわして、もとに戻るまで待つて次の数字を廻しますが、途中で次のダイヤルをしたり指で押し戻すことは絶対にしてはなりません（ダイヤルが戻るタイムによつて機械が動作しつながつている）

◎また、まわすとき「フツク」にふれたり、鉛筆やペン軸でまわすのも故障の原因になりますし、間違つてつながる恐れもあります。

◎ダイヤルをまわし損じたり、番号違いに気ずいた時は、いつたん受話器をかけて、あらためてまわし直します。

3、市内通話のかけかた

◎先ず相手の番号をしつかり確認すること。

◎受話器を耳にあてて発信音（ツー軽い連続音）が出ているかどうかをたしかめます。

（発信音が出ていない時は受話器をかけてしばらく待つてから再び受話器をあげます。）

◎発信音をたしかめてから受話器を耳にあてたままダイヤルを廻します。例えば2345番へかける場合は、人さし指を2の穴に入れ「指どめ」までまわして放すと自然に元のところに戻ります。そして次に3、4、5、と同じ方法で正しく廻します。

ダイヤルを廻し終ると呼出音（ツーツーツー間の長い継続音）が聞え、2345番の加入者が応答します。

◎話中音が聞えたときは受話器をかけてしばらく待つてかけなおします。この話中音は相手加入者が話し中という合図ですから、この音を無視してダイヤルをいくら廻しても無駄で、電話機や局の交換器をいためますから必ず待つてからかけなおすこと。

◎話がすんだら受話器をキチンとかけること。静かに正しくかけておかないと他からかかつて来てもつながりませんし、また電話機に電流が流れつぱなしになつて故障を起こしますから注意することが大切です。

◎共同電話の場合でもかけかたは同じですが、同じ線にはいつている相手にかける時は別なダイヤルのしかたをします。123を廻していつたん受話器をかけて待つていると、相手のベルと、自分の電話のベルが同時になります。そして相手が応答すると自分の電話のベルがなりやむから、受話器をとつて話をします。

（この場合、相手の電話番号を廻してはいけません。123だけ廻します。）

（秘話式二共同の場合は、更に相手の加入者に0　ヤルするよう告げて下さい。同じ線にはいつている場合のみです。）

身体の不自由な人に おしらせ

肢体不自由児、および身体障害者の療育更生相談は毎年巡回のうえ、検診および相談を実施して多分の効果をあげております。本年度においても左記日時場所で巡回検診をいたしますので受診希望者は各連絡所に（旧大洲分は福祉事務所）必ず申し出て下さい。なお先天性股関節脱臼および脊髄性小児まひ患者は一日も早く治療を受けなければ、その効果は期待出来難いものでありますから必ず受診して下さい。（その他について必要があるときは福祉事務所にお尋ね下さい。）

記

①受診範囲　満十八才未満の児童であつて身体の機能に障害のある者、もしくは機能障害を招来するおそれのある者及び十八才以上の身体障害者であつて左記に該当するもの

イ医療措置（一般医療及び育成更生医療）を必要とするもの

ロ補装具を必要とする者及び装用中の補装具を修理する必要のある者

ハ生活職業その他について更相談を必要とする者ただし療については特に従来行われた診査更生相談などについて処置不能と診断された者は原則として除く

②期日、場所

昭和三十七年七月二十五日九時三十分より十五時まで　大洲市関係分

昭和三十七年七月二十六日九時三十分より十五時まで　喜多郡関係分

於大洲保健所

③担当医師（担当）　整形外科　三木野本、米田、藤田医師

その他の科についてはありません。

④費用　受診（診察料及びレントゲン撮影身体障害者手帳交付申請のための診断書）は無料とす。

⑤その他　当日は福祉事務所員が会場におりますから必要事項はお申し出で下さい。

引揚者にお知らせ

引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律の施行についてお知らせします。

本国会において「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律」が成立し、五月十日公布即日施行され、引揚者給付金等についても、あらまし次のように改正されました。該当すると思われる方は、市社会課で所定の手続きをして下さい。

記

一、外地居住期間六ケ月未満の子を引揚者給付金の対象としたこと。

二、外地居住六ケ月未満の者でも政府の命令または要請により外地に生活の本拠を有するに至つた者、および厚生大臣が認めた者は、開拓民と同じく引揚者給付金の対象としたこと。

三、遺族給付金のうち、引揚後昭和三十二年三月三十一日までに死亡した者については、その死亡時の年令が二十五才以上であることが、その支給要件となつていたが、これを二十才以上に引下げられたこと。

四、本法による給付を受ける権利が、更に一ケ年延長され、昭和三十八年五月十六日まで時効が延期になつたこと。

ラジオ・テレビの雑音をなくしましよう

六月は雑音一掃運動月間です

お宅の電気機器は大丈夫でしようか？一度お宅の機器をしらべてみましよう。

①まずラジオまたはテレビのスイッチを入れて下さい。

②次に電気機器のスイッチを一つづゝ入れたり、切つたりして、ラジオの音またはテレビの画面の状態をみて下さい。（ただし、螢光灯や電気こたつなどはその時に雑音が出なくても時間がたつと出始めるものがありますから、最少五分間ぐらいはそのまゝで様子をみてください）いかがですか？

もし雑音が出ておれば、その電気機器に雑音防止器を取り付けましよう。なお機器の故障で雑音が出ることもありますが、その場合は感電等の危険もあり、また機器の寿命にも影響しますから、早く修理をしてもらいましよう。

雑音防止器の取り付けはご遠慮なく、もよりラジオ店、電力会社、工事会社、NHK、電波管理局へご相談ください。

経費は螢光灯では一灯につき一五〇円、テレビは一台につき一、五〇〇円、その他の機器も一五〇円～三、〇〇〇円程度です。

愛媛県雑音防止協議会

各福祉年金 児童扶養手当 所得状況届について

福祉年金、児童扶養手当は、受給権者の前年の所得額や配偶者の所得税額、および扶養義務者の前年の所得税額等によつて支給されたり、支給が停止されたりすることになつております。したがつて老令、障害、母子、準母子福祉年金、児童扶養手当を受けている人は必ず前年の所得状況届を市町村役場に届出しなければならないことになつております。この所得状況届を提出しないと次からの年金が受けられません。

また提出がおくれますと次の支払日に間に合わなくなりますからはやく市社会課又は連絡所に国民年金証書、児童扶養手当証書と印鑑を持参して手続をしてください。

所得状況届の用紙は市社会課または連絡所に準備してあります。